

改正

平成15年3月4日条例第18号

平成16年3月3日条例第5号

平成18年3月6日条例第2号

平成19年12月10日条例第25号

平成24年3月13日条例第3号

芽室町企業誘致条例

芽室町企業誘致条例（昭和60年条例第31号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、芽室町における産業の振興を促進するため、芽室東工業団地内に誘致する企業で、工場等を新設又は増設する者に対し奨励金の交付、助成金の交付又は融資のあっせんを行い、もって本町の総合開発の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 工場等 事業の用に供する建物及びその付属施設をいう。
- （2） 投下固定資産 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号、第3号及び第7号に掲げる固定資産の投下額をいう。
- （3） 固定資産税相当額 町税条例（昭和31年条例第7号）に基づき賦課された固定資産税及び芽室町都市計画税条例（平成18年条例第45号）に基づき賦課された都市計画税のうち、土地に係る固定資産税及び土地に係る都市計画税を除いたものをいう。
- （4） 固定資産税等 町税条例に基づく固定資産税及び芽室町都市計画税条例に基づく都市計画税をいう。
- （5） 雇用増 工場等の新設の場合にあってはその雇用者数（日々雇い入れられる者を除く。以下この号において同じ。）をいい、工場等の増設の場合にあっては当該工場等の増設に伴い増加する雇用者数をいう。

（交付対象者）

第3条 奨励金の交付対象となる者は、次の各号いずれにも該当するものとする。

- (1) 常時使用する従業員が3人以上で町長が別に定める事業所
 - (2) 投下固定資産総額が2,300万円以上の者
 - (3) 町税及び国民健康保険税を完納している者
- 2 工場等の増設による奨励金の交付は、新規に立地した日以降5年以内のものとする。
 - 3 雇用増に伴う助成金の交付対象となる者は、奨励金の交付対象者であり、かつ、工場等の新設又は増設に伴う町内における雇用増が3人以上である者とする。

(交付額の算定)

第4条 奨励金の額は、工場等の新設又は増設により固定資産税等が賦課されるその年度の固定資産税相当額とする。

- 2 助成金の額は、工場等の新設又は増設に伴い町内の当該企業に雇用された者の数に12万円（町内在住者は18万円）を乗じて得た額で3,600万円を限度とする。
- 3 助成金算定の対象となる者は、前条第1項各号に規定する交付対象者に直接雇用されている者で、かつ、北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例（平成19年北海道条例第68号）に基づく助成金算定の対象となっていない者とする。

(交付の期間)

第5条 奨励金の交付期間は、工場等の新設又は増設により新たに固定資産税等を賦課されるに至った年度から5年とする。ただし、町長が別に定める食料品製造業の工場等（主に十勝の農産物、畜産物、水産物を使用するものに限る。）については、固定資産税等を賦課されるに至った年度から10年とする。

- 2 助成金の交付期間は、第3条第3項により雇用増が確認された当該年度1年間とする。

(交付の時期)

第6条 奨励金は、その年度における固定資産税の全額納入後、その年度内に交付する。

- 2 助成金は、第3条第3項により雇用増が確認されたその年度内に交付する。

(交付の申請及び決定)

第7条 工場等を新設又は増設し奨励金及び助成金の交付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、当該工場等の事業計画等を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査のうえ奨励金及び助成金の交付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(変更手続)

第8条 奨励金及び助成金の交付を受けようとする者は、その工場等が次の各号のいずれかに該当

するに至ったときは、規則で定めるところにより届け出なければならない。

- (1) 前条に定める申請書（法人にあつては法人登記簿を含む。）の記載事項に変更が生じたとき。
- (2) 事業を休廃止したとき。
- (3) 相続、譲渡その他の事由によって奨励金及び助成金の交付を受ける者に変更が生じたとき。
(取消し等)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金又は助成金の交付決定を取り消し、又は交付額の全部若しくは一部を返還をさせることができる。

- (1) 申請書又は添付書類に虚偽の記載をしたとき。
- (2) 事業を休廃止したとき。
- (3) その他不正の行為があつたとき。
(融資のあつせん)

第10条 町長が、必要と認めたときは、土地の取得に必要な資金の融資をあつせんすることができる。

- 2 前項の規定による資金の融資を取扱う金融機関は、規則で定める。
(融資あつせんの対象者)

第11条 融資あつせんの対象者は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第1項第1号及び第3号のいずれにも該当する者
- (2) その他町長が特に必要と認める者
(融資の申込み)

第12条 融資を受けようとする者は、融資あつせん申込書を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項に規定する融資あつせん申込書を受理したときは、遅滞なく金融機関にあつせんをするものとする。
(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の芽室町企業誘致条例第3条又は第11条の規定

により決定を受けている者の当該決定に係る措置については、なお従前の例による。

附 則（平成15年条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の芽室町企業誘致条例第4条及び第5条のただし書の規定により決定を受けている者、又は低開発地域工業開発促進のための固定資産税の免除に関する条例を廃止する条例（平成15年芽室町条例第12号）の適用を受け課税を免除される者の当該決定に係る措置については、なお従前の例による。

附 則（平成16年条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の芽室町企業誘致条例第3条又は第5条の規定により決定を受けている者の当該決定に係る措置については、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第2号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の芽室町企業誘致条例の規定により決定を受けている者の当該決定に係る措置については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月13日条例第3号）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行し、改正後の第4条第3項の規定は、平成20年4月1日から適用する。

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の芽室町企業誘致条例第3条第2項及び第5条第1項の規定により決定を受けている者の当該決定に係る措置については、なお従前の例による。